

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、アマチュア無線局の免許の申請の審査について述べたものである。電波法（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、電波法第6条（免許の申請）第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- ① 工事設計が A に適合すること。
- ② 周波数の割当てが可能であること。
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、総務省令で定める B に合致すること。

A	B
1 電波法施行令に定めるところ	特定無線局の開設の根本的基準
2 電波法施行令に定めるところ	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
3 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	特定無線局の開設の根本的基準
4 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

A-2 総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項として、電波法（第8条）に規定されているものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の種別 2 電波の型式及び周波数 3 通信の相手方及び通信事項 4 無線設備の設置場所

A-3 次の記述は、アマチュア無線局の落成後の検査等について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 A ときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その B を省略することができる。
- ③ 電波法第8条第1項第1号の工事落成の期限（同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に①の規定による届出がないときは、 C 。

A	B	C
1 工事落成の予定期日になった	一部	予備免許は、その効力を失う
2 工事落成の予定期日になった	全部	総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない
3 工事が落成した	一部	総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない
4 工事が落成した	全部	予備免許は、その効力を失う

A-4 無線局の免許状の訂正に関する記述として、電波法（第21条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正するとともに、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正するとともに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を訂正しておかなければならない。

A-5 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び安定度等
- 2 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等
- 3 周波数の安定度、空中線電力の偏差等
- 4 周波数の安定度及び幅、空中線電力の偏差等

A-6 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧 B を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は C の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	350ボルト	750ボルト	金属遮蔽体
2	350ボルト	900ボルト	接地された金属遮蔽体
3	300ボルト	900ボルト	金属遮蔽体
4	300ボルト	750ボルト	接地された金属遮蔽体

A-7 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	D3C	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	アナログ信号である単一チャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
2	F7D	角度変調であって、周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	ファクシミリ
3	G1B	角度変調であって、位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって、自動受信を目的とするもの
4	R3E	振幅変調であって、独立側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A-8 混信等の防止に関する記述として、電波法（第56条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、長時間継続して通報を送信するときは、10分ごとを標準としてその送信する電波の周波数により聴守を行い、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局から自局の運用を阻害するような混信その他の妨害を受けたときは、総務大臣に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電波を発射しようとするときは、総務省令で定めるところにより試験電波の発射を行い、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A-9 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の A からの許容することができる最大の偏差又は発射の B の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。

- | A | B |
|---------|-------|
| 1 割当周波数 | 特性周波数 |
| 2 割当周波数 | 搬送周波数 |
| 3 基本周波数 | 特性周波数 |
| 4 基本周波数 | 搬送周波数 |

A-10 次の記述は、重要無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A 又は放送の業務の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、 B 若しくは鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 C 又は250万円以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

- | A | B | C |
|----------|-----------------|----------|
| 1 電気通信業務 | ガス事業に係るガスの供給の業務 | 10年以下の懲役 |
| 2 電気通信業務 | 電気事業に係る電気の供給の業務 | 5年以下の懲役 |
| 3 固定業務 | 電気事業に係る電気の供給の業務 | 10年以下の懲役 |
| 4 固定業務 | ガス事業に係るガスの供給の業務 | 5年以下の懲役 |

A-11 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する記述として、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。

A-12 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第257条及び第258条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、 A 、その局が動作することを許された周波数帯から逸脱してはならない。
- ② アマチュア局は、自局の発射する電波が B の運用又は放送の受信に支障を与え、若しくは与える虞^{おそれ}があるときは、速やかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。

- | A | B |
|--------------------------------------|--------------|
| 1 その発射する電波の周波数帯の中央の周波数が | 重要無線通信を行う無線局 |
| 2 その発射する電波の周波数帯の中央の周波数が | 他の無線局 |
| 3 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も | 他の無線局 |
| 4 その発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も | 重要無線通信を行う無線局 |

A-13 欧文によるモールス無線通信において使用する「送信の待機を要求する符号」を示す略符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 . . . - . -
- 2 . - . . .
- 3 . - . - .
- 4 - . . . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「こちらの位置は、緯度 . . . 、経度 . . . (又は他の表示による。) です。」を示すQ符号を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- . - . -
- 2 --- . - . - . . . -
- 3 --- . - -
- 4 --- . - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号
1	BERN	- - . - . - -
2	COPENHAGEN	- . - . - - - - . - - . . - - - - . . - . - . -
3	OSLO	- - . . . - . - - -
4	ROME	. - . - - - - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 GYNSKP27 を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - . . . - . - - - - - - . . - . - - - - -
- 2 - . - . - - . - . . - . . - - -
- 3 . - - - . . . - . - . . . - - . . - - - - - -
- 4 - - . - . - - - - - . - . - . . - - . . - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、総務大臣がその職員をアマチュア無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局の発射する A が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して B 電波の発射の停止を命じたとき。
- ② ①の命令を受けた無線局からその発射する A が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ③ C の施行を確保するため特に必要があるとき。

	A	B	C
1	電波の質	臨時に	電波法
2	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は電気通信事業法
3	電波の型式及び周波数	3箇月以内の期間を定めて	電波法
4	電波の型式及び周波数	臨時に	電波法又は電気通信事業法

A-18 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合においては、 A、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を Bに行わせることができる。
- ② ①の規定による処分に違反した者は、1年以下の懲役又は C以下の罰金に処する。

A	B	C
1 有線通信を利用することができないときに、人命の救助	無線局	50万円
2 有線通信を利用することができないときに、人命の救助	電気通信事業者の無線局	100万円
3 人命の救助	無線局	100万円
4 人命の救助	電気通信事業者の無線局	50万円

A-19 無線従事者の免許の取消しに関する記述として、電波法（第79条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線従事者が日本の国籍を失ったときは、その免許を取り消さなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段によりその免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、無線従事者が5年以上無線設備の操作を行わなかったときは、その免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたときは、その免許を取り消さなければならない。

A-20 次の記述は、無線従事者の免許証の返納について述べたものである。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から A以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後 Bときも同様とする。
- ② 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B
1 1箇月	電波法第42条（免許を与えない場合）第1号又は第2号に該当するに至った
2 1箇月	失った免許証を発見した
3 10日	電波法第42条（免許を与えない場合）第1号又は第2号に該当するに至った
4 10日	失った免許証を発見した

A-21 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 Aことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定に従い、 Bを守ることを要する。

A	B
1 設置し、又は運用する	電気通信の秘密
2 設置し、又は運用する	無線通信の規律
3 無線設備を所有する	電気通信の秘密
4 無線設備を所有する	無線通信の規律

A-22 局の技術特性に関する記述として、無線通信規則（第3条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 減幅電波の発射は、すべての局に対して禁止する。
- 2 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- 3 局において使用する装置は、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式として、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術を使用しなければならない。
- 4 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。

A-23 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は除き、 **A** されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 **B** に限って、 **C** の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A	B	C
1 意味を隠すために暗号化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合	アマチュア局以外の局との国際通信
2 意味を隠すために暗号化	緊急時及び災害救助時	第三者のために国際通信
3 伝送能率を高めるために高速化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合	第三者のために国際通信
4 伝送能率を高めるために高速化	緊急時及び災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信

A-24 次の記述は、アマチュア局の最大電力等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア局の最大電力は、 **A** が定める。
- ② 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の **B** 一般規定は、アマチュア局に適用する。
- ③ アマチュア局は、その伝送中 **C** 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

A	B	C
1 国際電気通信連合	すべての	30分ごとに
2 国際電気通信連合	技術特性に関する	短い間隔で
3 関係主管庁	技術特性に関する	30分ごとに
4 関係主管庁	すべての	短い間隔で

B-1 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）の免許を申請しようとするときにその申請書に添付する書類に記載する事項について、無線局免許手続規則（第15条）の規定により記載を省略することができるものを1、省略することができないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の目的
- イ 開設を必要とする理由
- ウ 運用開始の予定期日
- エ 無線設備の工事設計
- オ 通信事項

B-2 送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件として、無線設備規則（第20条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 満足な指向特性が得られること。
- ウ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- エ 通達距離を必要最小限度にとどめるものであること。
- オ 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

B-3 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は ア の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
 (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) イ (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合には、 ウ、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 (1) 免許状に エ であること。
 (2) 通信を行うため オ であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 通信事項 | 2 通信の相手方若しくは通信事項 |
| 3 非常通信 | 4 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信 |
| 5 無線設備 | 6 無線設備の設置場所 |
| 7 記載されたもの | 8 記載されたものの範囲内 |
| 9 十分なもの | 10 必要最小のもの |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア CHARLIE	-. -. - - . -
イ HOTEL - - - - - . . -
ウ NOVEMBER	- . - - - - - - - - . . - .
エ UNIFORM	. . - - - - - - - -
オ VICTOR - . . - . - - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 アマチュア無線局の免許人が電波法等に違反した場合に総務大臣が行う処分に関する記述として、電波法（第76条第1項）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の空中線電力の指定を変更することができる。
- イ 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、3箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命ずることができる。
- ウ 総務大臣は、免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときは、無線局の周波数の指定を変更することができる。
- エ 総務大臣は、免許人が電波法に基づく命令に違反したときは、期間を定めて無線局の空中線電力を制限することができる。
- オ 総務大臣は、免許人が電波法に違反したときは、無線局の免許を取り消すことができる。

B-6 次の記述は、無線局からの混信について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、 ア、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 イの伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める例外を除く。）。
- ② 混信を避けるために、送信局の ウ及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の ウは、特に注意して選定しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 エのアンテナの利点をできる限り利用して、 オにしなければならない。

- | | | | | |
|----------|------------------|--------|-------|-------|
| 1 長時間の伝送 | 2 識別表示のない信号 | 3 位置 | 4 高利得 | 5 最小 |
| 6 不要な伝送 | 7 無線通信規則に定めのない略語 | 8 無線設備 | 9 指向性 | 10 最大 |